

---

## 第 2 部 障がい者を取り巻く状況

---

# 第1章 本市の現状

## 1 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成27(2015)年の国勢調査では98,374人になっており、平成22(2010)年と比較して減少しています。年齢別割合をみると、「65歳以上(老年人口)」は増加していますが、「0～14歳(年少人口)」は減少しています。世帯数は、平成22(2010)年と比較して減少しています。また1世帯あたりの人数も減少傾向が続いています。

### ■人口・年齢別人口割合・世帯数の推移 (単位：人)

項目	H7(1995)年	H12(2000)年	H17(2005)年	H22(2010)年	H27(2015)年
総人口	104,019	104,764	104,148	102,348	98,374
0～14歳(年少人口)	17.3%	15.9%	14.4%	13.7%	12.9%
15～64歳(青壮年人口)	66.1%	65.3%	64.6%	63.1%	60.1%
65歳以上(老年人口)	16.6%	18.8%	21.0%	23.2%	27.0%
世帯数(世帯)	30,571	32,291	33,837	34,999	35,079
1世帯あたりの人数(人)	3.40	3.24	3.08	2.92	2.80

資料：国勢調査

## 2 障害者手帳所持者の推移

### (1) 障がい者(障害者手帳所持者)数の推移

本市の障害者手帳所持者数についてみると、身体障害者手帳所持者数は4年前と比較すると95人減少していますが、療育手帳所持者は95人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は5人増加しています。

令和2(2020)年の3種の障害者手帳所持者は、5,165人で、総人口の約5.3%となっています。その内訳は、身体障がい者が3,426人、知的障がい者が1,037人、精神障がい者が702人になっています。

### (2) 身体障がい者の状況

本市の身体障害者手帳所持者は、平成28(2016)年から令和2年(2020)の4年間で95人減少しています。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移(各年4月1日現在) (単位：人)

	H28(2016)年	H29(2017)年	H30(2018)年	H31(2019)年	R2(2020)年
視覚	219	214	205	201	196
聴覚・平衡	378	377	375	368	379
音声・そしゃく	38	40	40	43	47
肢体不自由	1,744	1,707	1,670	1,656	1,619
内部	961	980	998	1,008	1,022
複合	181	169	164	159	163
計	3,521	3,487	3,452	3,435	3,426

等級別にみると、令和2（2020）年4月1日現在では、1級が最も多く、障がい種別では肢体不自由障がいと内部障がいで約8割を占めています。（内部障がいとは、心臓、腎臓、呼吸器など、生命を維持していくための機能が低下している状態のことです。）

■等級別手帳所持者数（令和2（2020）年4月1日現在）（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	71	60	10	18	23	14	196
聴覚・平衡	—	103	32	165	1	78	379
音声・そしゃく	—	—	28	19	—	—	47
肢体不自由	193	356	319	453	181	117	1,619
内部	703	4	101	214	—	—	1,022
複合	109	27	15	6	6	—	163
計	1,076	550	505	875	211	209	3,426

（3）知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は年々増加しており、令和2（2020）年4月1日現在では1,037人となっており、平成28（2016）年から令和2年の4年間で95人増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

	H28（2016）年	H29（2017）年	H30（2018）年	H31（2019）年	R2（2020）年
A1	122	127	130	130	130
A2	221	228	228	231	229
A	2	2	2	2	2
B1	317	325	327	331	339
B2	280	303	319	324	337
B	0	0	0	0	0
計	942	985	1,006	1,018	1,037

（4）精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28（2016）年から平成31（2019）年の3年間で54人増加していますが、令和2（2020）年4月1日現在は前年より49人減少しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

	H28（2016）年	H29（2017）年	H30（2018）年	H31（2019）年	R2（2020）年
1級	121	125	144	143	144
2級	408	394	427	467	425
3級	168	125	130	141	133
合計	697	644	701	751	702

また、精神障がいによる自立支援医療（精神通院）の申請等の取扱い件数は、令和2年（2020）年4月1日現在1,555件です。平成28（2016）年4月1日時点では1,338件で217件増加しています。この制度は、手帳を所持していない人も含まれ、単純比較することはできませんが、令和2年（2020）年4月1日現在の取扱い件数

1, 555件は手帳所持者数702人の2.2倍となっています。

#### (5) 指定難病等受給者数

指定難病等受給者証の交付者数は年々増加しています。これは障害者総合支援法の施行により、平成25(2013)年度からはそれまで制度の谷間にあった難病の取扱いが、障がいの範囲に新たに加わることになり、それに伴い対象となる難病は数が順次拡大されています。

平成29(2017)年4月から障害福祉サービス等※1の対象となる難病が332疾病から358疾病へ拡大になり、令和元(2019)年7月からは359疾病から361疾病へ拡大されました。

##### 障害福祉サービス等※1

ア 障がい児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び生活支援事業

イ 障がい児については、障害児通所支援及び障害児入所支援

#### (6) 発達障がいについて

発達障害者支援法では、発達障がい者の定義を自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとしています。障がいの程度や特徴が様々なため、発達障がい者の実数の把握は困難な状況です。

なお、平成24(2012)年に文部科学省が行った調査(医師の診断に基づくものではなく、学級担任を含む複数の教員により判断された回答を基にした調査)において、通常学級に在籍する児童生徒の中で、発達障がいの可能性のある学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%程度であったと報告されています。この数値を40人学級に当てはめると、1学級につき2~3人の支援を要する児童生徒が在籍していることになります。

(とちぎ障害者プラン2.1から抜粋)

#### (7) 高次脳機能障がい者について

高次脳機能障害は、交通事故などによる外傷性脳損傷や脳梗塞、脳出血などの脳血管疾患の後遺症として、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などが生じるもので、一見目立たない障がいであることから、医療・福祉制度の谷間の障がいとして、支援体制の整備が遅れています。

また、医療の高度化により脳外傷等を受けて存命する人は増加しており、これらの高次脳機能障がい者への支援体制、支援手法の確立が求められています。

なお、栃木県においては、高次脳機能障がい者の数や実態は把握されていません。

(とちぎ障害者プラン2.1から抜粋)

## 第2章 障がい者福祉サービスの現状と課題

### 1 市民への広報・啓発

#### (1) 障がい者への理解促進の現状

広報かぬま、かぬま社協だより、ホームページ、パンフレットの配布、障がい者団体等との連携・協力等により、啓発・広報活動を推進しています。

地域福祉を充実させるには行政の施策に加えて市民の積極的な活動が必要であるため、毎年、本市と社会福祉協議会との共催で「鹿沼市社会福祉大会」を開催し、福祉に関する表彰や大会宣言などを行って理解の促進に努めています。

#### (2) 交流機会の現状

本市では、障がい児・者と健常者が、スポーツを通じてふれあい、相互に理解と思いやりのこころを深め、福祉社会の実現を目指すことを目的として「ふれあいスポーツ大会」を開催しています。

また、障がい者との交流機会の促進のために「ふれあいフェスタ in かぬま」が開催されています。福祉に関わる関係者で構成する実行委員会が主体となって、市民の交流の場を促進しています。

#### (3) 障がい者団体の現状

本市の主な障がい者団体は、下表のとおりであり、各団体は障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者や会員相互の福祉の増進や情報交換、レクリエーション活動などのPRに努めています。また、会員の減少や高齢化が進んでいます。

主な障がい者団体一覧

名 称	目 的 等
鹿沼市身体障害者親交福祉会	身体障がい者の積極的な社会参加の推進と会員相互の親睦と福祉の増進を図る。
鹿沼市肢体不自由児者父母の会	会員相互の親睦と相互扶助を図り、肢体不自由児者の健全な育成と福祉の増進を図る。
鹿沼市つくし会	特別支援教育や障がい児・者の地域社会の理解を深め、会員の相互扶助を図る。
鹿沼市手をつなぐ育成会	知的障がい者の意思を尊重し、それぞれの生活の場を選び楽しい生活を送れるよう支援し福祉の向上を図る。
県西自閉症児者親の会	自閉症児・者の可能性を最大限に伸ばし、自閉症の課題に向け啓発・療育・教育などを展開する。

資料：鹿沼市調べ

#### (4) ボランティアの現状

本市では、鹿沼市ボランティア連絡協議会、鹿沼市社会福祉協議会等と連携し、障がい福祉に不可欠なボランティアの養成に努めております。

また、各団体においても、積極的な活動に取り組んでいます。

### 主なボランティア団体一覧

名 称	活 動 内 容
点訳グループ「桐」	点字の学習、視覚障がい者に対する点訳での情報提供
鹿沼地区手話通訳者連絡会	催し物開催時の手話通訳、手話の学習指導
鹿沼市要約筆記者連絡会	聴覚障がい者に対する要約筆記

資料：鹿沼市調べ

## (5) 課 題

### ①障がい者への理解促進

障がい者は、心身機能のみでなく、物理的・心理的・制度的障壁による不利益が生じていることも否定できません。障がいのある人もない人も共に地域で快適な生活を過ごす社会をつくるためには、子どもの頃から障がい者や障がいそのものに対する理解を促進することが必要です。

行政機関や障がい者団体、ボランティア団体等が連携・協力し、障がい者との交流やふれあいの場を拡大し、特に知的障がいや精神障がい、発達障がい、高次脳機能障害への正しい理解を図り、支え合う社会づくりの意識の醸成が求められています。

また、平成31（2019）年4月から施行された「鹿沼市手話言語条例」の基本理念に基づき、手話をよく知っていただくための啓発活動や各種講座、手話通訳派遣など、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策を促進することが必要です。

### ②交流機会の充実

地域社会活動への参加・参画は、障がい者が地域で生きがいのある生活を過ごす上で重要です。障がいのある人もない人も参加でき、文化活動を楽しんだり、スポーツ活動に取り組んだりできる機会をつくることや、障がい者の参加を可能とする諸条件の整備が求められています。

### ③障がい者団体への支援

障がい者の地域社会活動への参加を促進するためには、スポーツや文化活動を通じた障がい者同士の交流を深め、仲間づくりを進めることが重要です。その母体となる障がい者団体の活動や若年層の会員確保を支援することが求められています。

### ④ボランティアの育成・支援

障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、地域住民の協力が不可欠となっています。そのため、社会福祉協議会等を中心として、ボランティアの育成を図るとともに、活動に対する支援を強化し、地域ぐるみで福祉に取り組む体制を整備することが求められています。

## 2 生活支援の充実

### (1) 障害福祉サービスの周知の現状

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、全国統一的なサービスとなる「自立支援給付」と市が独自に行う「地域生活支援事業」で構成されます。

障害福祉サービスは、障がい者の日常生活に直接関わる重要なサービスであり、具体的な実施目標は、「第4部鹿沼市障がい福祉計画」において策定しています。

### (2) 相談・情報提供の体制の現状

障がい者及び家族等の相談窓口は、市が相談支援事業を委託している2事業所の「PLOW(プラウ)」と「せいわ」が、障がい者の相談に応じ必要な情報の提供を行い、権利擁護のために必要な援助を行います。近年は解決まで時間を要する困難事例が多くなってきています。

障がい者及び家族等の相談件数

(単位：件)

相談窓口	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R元 (2019) 年度	備 考
障害者相談支援センター	13,234	15,851	15,952	委託：「プラウ」「せいわ」
市窓口	1,185	1,722	2,093	
合 計	14,419	17,573	18,045	

資料：鹿沼市調べ

### (3) 情報・コミュニケーションの現状

聴覚障がい者等の交流活動の促進、広報活動などの支援者の育成を目的として、手話通訳奉仕員や要約筆記者の養成講座を実施しています。

また、文字による情報入手が困難な障がい者のために、ボランティアによる点訳及び音声等の広報、生活情報の提供を支援しています。

### (4) 福祉サービスの利用

障害福祉サービスを有効に活用するため、相談支援専門員が障がい者の生活全体の課題や目標を踏まえ、最も適切なサービスを組み合わせた「サービス等利用計画」を作成します。その計画を基に市が審査し、サービスの支給決定を行います。

### (5) 課 題

#### ①障害福祉サービスの周知・展開

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関する情報の周知、充実が求められています。身近な地域で障がい者のニーズに合ったサービスを提供できるよう、事業者の誘致や人材の育成と確保が重要です。

障がい者の地域生活を実現するために、必要な研修等を行いながら民生委員・児童委員、ヘルパー等と行政、相談支援事業者、関係機関等が有機的に結びついた情報提供・相談支援体制の充実と障がい者のニーズや課題を広く把握することなどの確な対応が求められます。

#### ②相談・情報提供体制の充実

障がい者に対しては、福祉サービスに関する様々な情報の提供が求められています。

また、困ったことや悩んでいることを身近に相談できる「相談しやすい体制」の充実が求められています。

### ③情報・コミュニケーションの支援

視覚・聴覚障がい者に対しては、福祉サービスのみならず、生活の様々な場面で必要な情報を日常的に提供できる体制づくりが必要です。各窓口では、手話通訳ができる職員の育成・配置とともに、市民に対して手話の必要性と理解促進が求められます。

また、市の主催する事業などでは、手話通訳や要約筆記などにより障がい者の参加しやすい体制整備が求められています。

### ④障害福祉サービスの充実

障がい者が豊かな地域生活を送るためには、身近な地域でサービスを受けられることが重要であると考えられます。そのためには、障害福祉サービスを提供する事業者を積極的に誘致するなど、日中活動の場を増やすことが求められます。

各施設は、障がい者の自立、生きがいを高め、家族の介護負担の軽減を図るために、サービスの質の向上、多様なサービス需要に対応できるサービス提供体制を推進していく必要があります。より効果的なサービス提供を可能とするために、積極的な民間活力の導入が求められます。

## 3 保健・医療の充実

### (1) 障がいの早期発見・早期療育の現状

本市では、母子の疾病予防と健康増進を図るため、妊産婦健康診査費用の助成、新生児聴覚検査費用の助成、先天性股関節脱きゅう検診費用の助成、妊産婦・新生児訪問指導事業や乳幼児健康診査・乳幼児健康相談、発達相談等を実施し、疾病の早期発見・早期治療、障がいの早期発見・早期療育、さらに健康づくりに対する意識啓発に取り組んでいます。

また、身体障がいの発生原因の一つである「生活習慣病」の予防の取り組みとして、成人に対する健康教育や健康相談、各種検診等を実施しています。

### (2) 健康診査・医療の現状

特定健康診査や特定保健指導、特定健康診査非対象者等に対する健康診査を実施し、疾病の早期発見や生活習慣病の予防に努めています。

乳幼児に対しては、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に健康診査を実施し、身体・精神発達・運動機能面等で二次健康診査が必要とされる乳幼児については、乳幼児二次健康診査や医療機関の受診をすすめ、疾病や障がいの早期発見や早期療育に努めています。

乳幼児健診受診率の推移

区分	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	R元 (2019) 年度	備考
4か月児健診	675(98.3%)	568(97.1%)	581(98.8%)	単位：人 受診 率：%
10か月児健診	646(96.0%)	607(97.6%)	546(98.9%)	
1歳6か月児健診	681(97.6%)	642(96.1%)	566(89.8%)	
3歳児健診	696(96.9%)	725(96.2%)	604(91.5%)	
5歳児健診	—	725(100%)	699(100%)	

資料：鹿沼市調べ

### (3) 課 題

#### ①保健・医療サービスの充実

障がい者が健康を維持・増進しながら、地域でいきいきと過ごすためには、保健・医療サービスの充実が必要不可欠です。そのためには、専門的な機関やスタッフの確保が課題となります。障がいの早期発見・早期対応の体制を強化し、必要な指導・訓練をすることで、将来の社会参加につなげていくことが重要です。さらに治療の確立していない難病患者や家族への支援は重要な課題です。

また、自立支援医療制度の周知を行い、精神通院医療、更正医療、育成医療など障がい児・者に対する支援・支給制度の普及を推進する必要があります。

#### ②精神保健・医療の充実

心の健康づくり対策として、市民の精神的健康の維持・向上を図るためには、正しい知識の普及とともに社会生活環境におけるストレス等の相談窓口を周知していくことが重要です。

近年、障害者手帳制度についての理解が進んでいるものの、まだ多くの潜在的障がい者がいることが考えられます。

精神障がい者と精神障がいそのものについて正しい理解の促進に努めるとともに、社会生活の変化に伴うストレスや青少年の思春期等に対応した心の健康相談から、精神医療相談、社会復帰相談、さらにはアルコールや薬物依存症、高次脳機能障害等の広範囲におよぶ精神保健全般の相談の充実が求められています。

また、自殺対策として、自殺に対する正しい知識の普及啓発や相談窓口の充実が求められており、令和2年（2020）年3月に策定された「鹿沼市自殺対策計画」（令和2（2020）年～令和6（2024）年）の基本理念「共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現」を目指します。

## 4 生活環境の整備

---

### (1) バリアフリー化の現状

国では、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」を制定し、バリアフリー化を進めてきました。

本市においては、市内中心部の幹線道路や特定旅客施設である東武新鹿沼駅、JR鹿沼駅のバリアフリー化を推進しています。

また、おもいやり駐車スペースや車いすマークのある駐車場が、公共施設やショッピングセンター、病院等に設けられようになり、栃木県では、この駐車スペースを確保しておくための統一ルールを明確にした「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を実施しています。しかし、これらの障がい者用駐車スペースの利用については、本当に駐車場を必要とする障がい者等の方が停められない状況も見受けられます。

その他、オストメイト対応トイレは市役所、市民情報センター、高齢者・障害者トレーニングセンター、まちな駅“新 鹿沼宿”、JR鹿沼駅に設置されています。

## (2) 障がい者のための防災・防犯対策の現状

本市では、防災計画の中で、避難行動要支援者対策による災害時における初期活動期から復旧活動期までの障がい者への対応の推進が求められています。

鹿沼市避難行動要支援者支援計画では、災害時の要支援者は自らの力だけでは迅速な避難ができない状況にあるため、本人及び支援者とどのようなことが必要かを明確にし、危機管理意識の啓発や向上を図り、災害発生時に適切な行動を取ることなどが定められています。

## (3) 課 題

### ①居住の場の確保

障がい者が住み慣れた地域や家庭において、安全で快適に暮らすためには、その人の障がいにあった住居の場の確保が必要です。また、障がい者の自立に向けて、グループホーム等の障がい特性に配慮した生活の場の整備が求められています。

### ②バリアフリー化の推進

障がい者の暮らしやすいまちにするためには、公共施設や道路、電車、バス等の公共交通機関の利便性・安全性を促進する必要があります。そのため、安心・安全面に配慮し、住みよいまちの実現を目指し、ソフト・ハード両面の整備をさらに推進していく必要があります。

また、おもいやり駐車スペースや車いすマーク駐車場を利用する際の利用マナー向上のため、広報活動を推進するとともに、障がい者や妊産婦、高齢者等の方の利用証の使用についても適切なPRが必要です。

### ③防災体制の整備

住み慣れた地域で、市民が安心・安全に暮らすためには、緊急時の避難路の確保、避難連絡体制の整備が求められますが、視覚・聴覚障がい者などの避難・誘導體制については、地域単位での地域防災体制の充実を図る必要があります。また、障がい者が参加した地域ぐるみの防災訓練を実施することも重要となります。

今後も鹿沼市避難行動要支援者支援計画を基に、緊急時の障がい者や高齢者等の要支援者に対する更なる支援や体制の整備に努めてまいります。

## 5 就労支援の充実

---

### (1) 障がい者の就労・雇用の現状

障がいのある人の就労に向けては、それぞれの個性と能力に応じた多様な就労形態を提供することが重要です。そのため、一般就労への移行支援や福祉的就労の場の提供など、一人ひとりの希望に応じた就労機会の充実に努めるとともに、一般企業が障がい者雇用を推進することができるよう、関係機関との連携を図ります。

また、企業へ就職した後も職場に定着するための支援や退職後の再訓練など、障がい者本人のその時々状況に合わせた支援をしていく必要があります。

### (2) 福祉的就労の場の現状

本市では、鹿沼公共職業安定所及び県西圏域障害者就業・生活支援センター「フィールド」との連携により、障がい者の就職の促進や社会的自立を推進しています。

また、障がい者が一般就労への移行が可能となるように、施設利用者が積極的に職場訓練できる体制を推進し社会的自立を目指しています。

### (3) 課 題

#### ①企業の雇用促進

障がい者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率が設けられています。本市の障がい者の雇用率はまだまだ低く、障がい者の就労意欲を尊重しながら雇用率の向上に繋がる支援が必要です。

障がい者の社会的自立を進めるため、事業者に対し障がい者の一般雇用の促進を積極的に働きかける必要があります。

#### ②福祉的就労の場の充実

福祉的就労は、企業での就労が困難な障がい者の就労の場としての機能とともに、社会経験の場、日常的な相談支援や仲間づくりの支援など様々な機能を果たしており、地域生活支援の貴重な資源のひとつとなっています。しかし、そこで支払われる賃金、工賃は低額で、施設の経営も厳しい状況です。今後は、福祉的就労の場における商品開発力の向上、共同受注、販路の拡大等の支援が求められています。

## 6 教育・療育の充実

---

### (1) 特別支援教育の現状

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

### (2) 療育の推進の現状

本市では、発達の遅れが気になる未就学児を対象に、通園による日常生活の基本的動作訓練や集団生活への適応訓練をこども発達支援センター「鹿沼市あおば園」（定員 30 人、月～金）で実施しています。

あおば園の通園児童数（各年 3 月 31 日現在）

（単位：人）

年 度	H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度
人 数	119 人	129 人	145 人

資料：鹿沼市調べ

### (3) 課 題

#### ① 特別支援教育の推進

地域の学校に在籍する児童生徒は、本人及び保護者、学校や教育委員会と適切な学びの場を検討することにより通級指導教室や特別支援学級で、指導を受けることが可能となっています。また、一人ひとりの教育的ニーズに配慮した個別の支援をより一層推進していくことが大切となります。

また、学校教育終了後は、相談支援事業者、福祉施設、地域の民生委員、市・県等障がい福祉関係機関との連携が今後の大きな課題と考えられます。

## ②療育の推進

障がいのある子どもたちが地域社会の中で健やかに成長し、社会参加を進めていくためには、幼い頃からの福祉教育・交流教育の推進を図る必要があります。

そのためにも保育園等における受入れ体制の整備・交流機会の充実が求められます。保護者だけでなく地域社会全体で障がいのある子どもたちの療育を行う体制づくりが重要であると考えられます。